

# 18 適格請求書発行事業者とは?

この章では、適格請求書発行事業者としての登録方法及び登録を受けた場合の留 意点について説明します。

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(イ ンボイス制度)が開始されています。

インボイス制度の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等と帳 簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

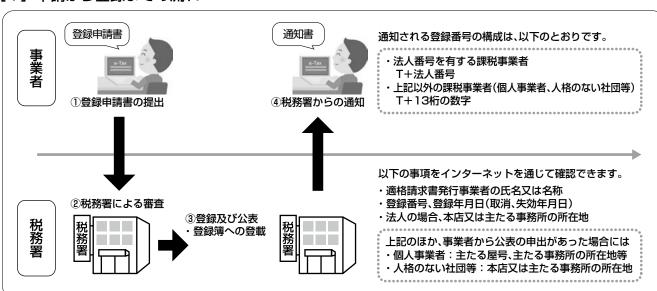
## 1. 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業 者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受 ける必要があります。(注1)

#### 注1

登録は課税事業者(参照→ P7) であれば受けること ができます。

### [1] 申請から登録までの流れ



### [2] 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるため には、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者とな る必要があります(**注2**)が、令和5年10月1日から令和11年9月30日 までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日 から課税事業者となる経過措置が設けられています。

経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登 録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日まで は、免税事業者になることはできません(登録を受けた日が令和5 年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。)。

### 参照→**免税事業者**はP19

#### 注2

原則として、消費税課税事 業者選択届出書を提出した 課税期間の翌課税期間か ら、課税事業者となります。

2課稅対象

3非課稅取引

4輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の 成立時期

7課稅標準

9 国境を越えた 役務の提供

10端数計算

17 地方消費稅

12手続

13柳税地

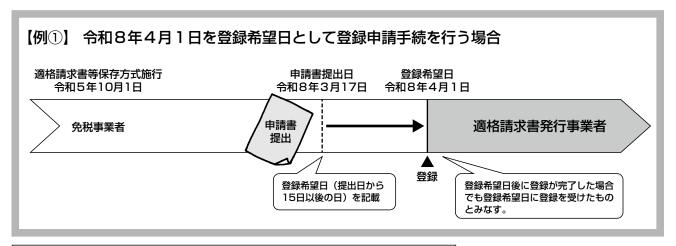
74届出等

15順河の保持

19機類表示

### ■ 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

経過措置の適用により、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日(以下「登録希望日」といいます。)を記載します。登録希望日を記載した場合、その登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。



#### ■ 登録日が上記の課税期間以降の場合(上記経過措置の適用を受けない場合)

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出します。

### 【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である 令和12年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和11年12月17日 までに 提出する。

※ 課税事業者となる課税期間の初日(令和12年1月1日)から起算して15日前の日

ポイント

- ◎基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が 免除されますが、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下 であっても、消費税の納税義務は免除されません。
- ◎登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

### 2. 国税庁適格請求書発行事業者公表サイト

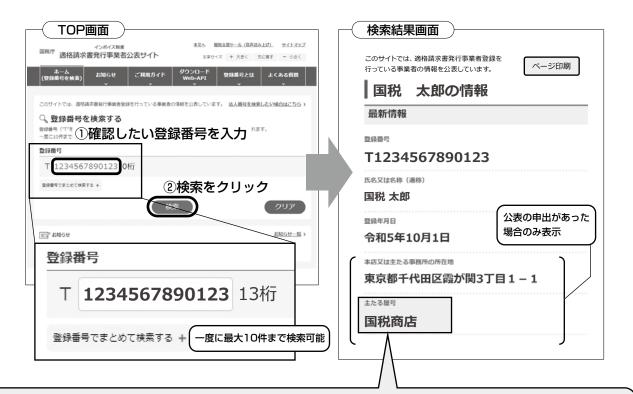
国税庁適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

### 確認できる事項

- ① 氏名又は名称(※) ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登録番号
- ④ 登録年月日 ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏(旧姓)」を 氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、必要事項を記載した公表 申出書の提出が必要

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能

- ・ 個人事業者 : 主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・ 人格のない社団等:本店又は主たる事務所の所在地



〈請求書やレシートに 「屋号(お店の名前など)」 を記載している個人事業者の皆さまへ〉

主たる屋号については、個人事業者自身が申し出た (希望した) 場合に公表することができます。 ※ 「主たる事務所等の所在地」も公表することができます (「住所」は公表されません。)。



屋号リーフレット

### 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

- このサイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
  - ・ 「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
  - ・ 適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能 があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。

サイトの利用に当たっては、利用規約を遵守のうえ、取得したデータについては、 個人情報保護法に基づき適切にお取り扱いください。



公表サイト

消費税の代組み

2課税対象

3非課稅取引

4輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の 成立時期

7課稅標準

8控除税額等0 8 計算方法

9 国境を越えた 役務の提供

10端数計算

77 地方消費稅

12手続

13柳税地

74届出等

15帳簿の保持

16 圖等に対する

77会計処理

18 通格請求書

19 総額表示

### 3. 適格請求書発行事業者の義務等(売手の留意点)

### [1] 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、原則として、以下の義務が課されます。

① 適格請求書の交付

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、<u>適格請求書等</u>を交付する義務(注3)

### ② 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合 に、適格返還請求書を交付する義務

※売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には交付義務は免除

### ③ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)を交付する義務

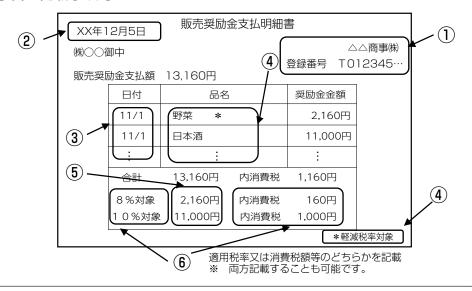
### ④ 写しの保存

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求 書)の写しを保存する義務 参照→**適格請求書等の記載** 事項はP36

#### 注3

売手(適格請求書発行事業者)は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、適格請求書等を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

### [2] 適格返還請求書の記載事項等



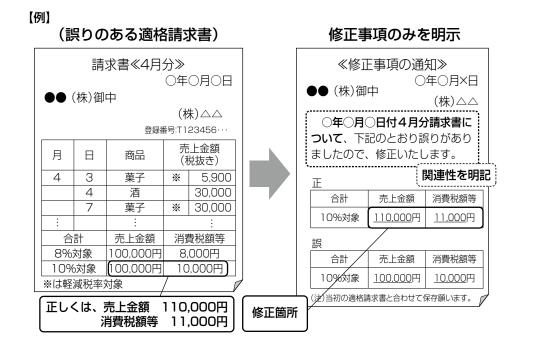
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額(税抜き又は税込み)
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
- ※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、 「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能で す。また、「○月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

### [3] 修正した適格請求書の記載例

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書(適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。)に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。修正した適格請求書の交付方法は、

- ① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する
- ② (当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で) 修正した箇所のみを明示した書類を交付する

といった方法などが考えられます。



### [4] 交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載 事項が確認できる程度の記載がされているもの(レジのジャーナル、一覧表、明細表な ど、であっても差し支えありません。
- 自己の業務システム等で作成した適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を出力し、 書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能 です。
- 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録(電子インボイス)を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

、消費税の 仕組み

2課税対象

3非課稅取引

4輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の 成立時期

7課稅標準

8控除税額等の 計算方法

9 国境を越えた 9 假務の提供

10端数計算

77 地方消費税

12手続

13 柳稅地

74届出等

15帳簿の保持

16 單等に対する

7 会計処理

18 適格請求者

19 総額表示

### [5] 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の 交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送 (3万円未満のものに限ります。)(注4)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 (出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限 ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して 行う農林水産物の譲渡

(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行う ものに限ります。)

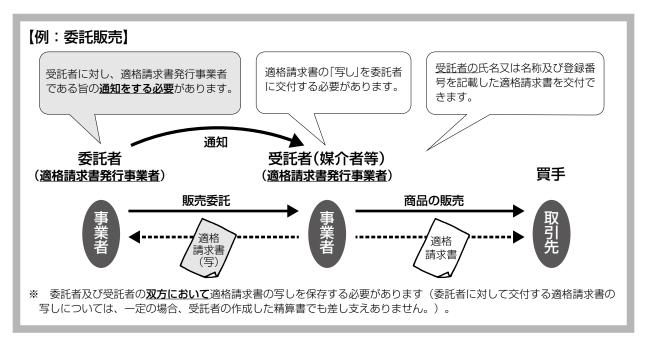
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 (3万円未満のものに限ります。)(注4)
- ⑤ **郵便切手を対価とする郵便サービス** (郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

注4

3万円未満かどうかは、1商品ごとの税込金額等で判定するのではなく、1回の取引の課税仕入れに係る税込金額により判定します。

### [6] 適格請求書の交付方法の特例

業務を委託する事業者(委託者)が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(媒介者等)を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び自己の登録番号を記載した適格請求書をその委託者に代わって交付することができます(媒介者交付特例)。



【参考】 売手とは異なる別の者(適格請求書発行事業者に限りません。)が、売手に代理して 売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法(代 理交付)も認められます。

### さらに詳しく

詳しくは、国税庁ホームページ内の「**インボイス制度特設サイト」**をご参照ください。

そのほか、特設サイトでは、各種リーフレットやQ&Aを掲載しています。

